

エビデンス契約約款

買主（以下「甲」という）と売主株式会社GRIFFY（以下「乙」という）は、甲に対して行う気象情報の提供に関して、次のとおり 契約を締結する。

（契約の目的等）

第1条 この契約は、乙が甲に対して行う気象情報の提供業務（以下「本件業務」という）に関して、甲乙の権利義務に関する事項を定めることを甲乙の権利義務に関する事項を定めることを目的とする。

2.このサービスの名称は「エビデンス帳票出力サービス」という。

3.この契約において乙が甲に提供する気象情報の内容は、以下のとおりとする。

<内訳>

出力データ種類と項目				
アメダス	防災情報	解析値	予測値	アラートメール
気温	警報・注意報	気温	天気	メール配信記録
降水量	地方防災(地方情報)	風向風速	気温	
風向風速	府県防災(府県情報)	降水量	降水量	
日照	地震情報	雷	風向風速	
	津波情報	竜巻	高度別風速	
			熱中症危険度	
			ヒヤリハット	
			沿岸波浪	

（本件業務）

第2条 乙が甲に対して行う本件業務の内容は次の各号のとおりとする。

①前条第3項の気象情報（以下「気象情報」という）をインターネット経由によって甲がこれを取得できるよう配信設定すること。（以下「初期設定」という）

②当該気象情報を常時最新のものに更新し、甲からの取得に応じて最新の気象情報を提供すること。（以下「情報提供」という）

（対価並びに支払方法等）

第3条 本件業務の売買代金およびその支払方法・手段は、申込書、注文書または請書の定めるところによる。

2. 本件業務のうち、第2条第2号の情報提供業務の期間が1ヵ月未満の場合は、甲は、情報提供費1ヵ月分の金額を乙に支払うものとする。

3. 金額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする

4. 第1項の金員に対する遅延利息の率は年8.25%とする。

（著作権）

第4条 この契約に基づき乙が制作した著作物に関する著作権は乙に帰属するものとする。

（気象情報の使用制限）

第5条 甲は、第1条第2項に規定する乙提供の気象情報を、甲が使用するWebサイトに利用することに限定して使用することができるものとする。（気象情報提供の一時停止）

第6条 次の各号に該当するときは、乙は本件業務の履行を一時的に停止することができるものとする。

① 電気設備又は観測機設備の保守を目的とする点検または工事のためやむをえないとき。この場合、乙は、甲に対して7日前までに、その旨並びに理由及び期間を通知する。但し、緊急やむをえないときは、この限りではない。

② 財団法人気象業務支援センターや気象庁等に異常が発生したことにより、乙が気象情報を入手できなくなったとき。この場合は、乙は甲に対して、速やかに報告をするものとする。

（本件業務の中止等）

第7条 甲が情報提供費の債務の支払いを怠ったとき、乙は本件業務の履行を中止することができる。

2. 乙の責に帰すべき事由に基づく本件業務の不履行が生じたとき、甲は情報提供費の支払いを要しない。

3. 前項に拘わらず、第6条第1号および第2号の事由による一時停止の場合、その期間が24時間以内のときは、甲は当該一時停止期間分の情報提供費の支払いを拒まないものとする。

（保証）

第8条 乙は甲に対し、気象情報が適法かつ適正に開発されたものであることを保証する。

2. 乙は甲に対し、気象情報並びにこの契約に基づく気象情報の甲による利用が第三者の、知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証する。

（損害賠償）

第9条 乙による本件業務の不履行によって、甲に損害が発生した場合、甲は乙に対し、損害賠償を請求できるものとする。

この場合、乙は月額情報提供費1ヵ月分を上限として賠償責任を負うものとする。

（免責）

第10条 次の各号の事由に基づき甲に損害が発生した場合、乙はその責を負わないものとする。

- ① 甲における気象情報を格納する装置の乙の責に帰することのできない操作上の過誤。
- ② 電気通信事業者（プロバイダー等）の有する通信回線の障害または圏外。
- ③ 天災地変（激甚災害）、擾乱、内乱等乙の責に帰することのできない不可抗力事由による本件業務の一部または全部の不履行。
- ④ 乙提供の気象情報の使用。但し、乙が第8条に定める保証に反する場合を除く。

2. 予測情報については、気象学的に不可知の要素を含んでおり、急激な変化、局地的地形等の影響により、特異な現象については予報との差異が現れることがあり、甲はこのことを充分認識し、乙は本情報により遂行された活動において発生したいかなる人物の損傷、死亡、所有物の損失、損害に対してなされた全ての求償の責は負わないものとする。

（機密保持）

第11条 甲及び乙は、本件業務の履行に関し、相手方から次のいずれかの方法により開示された情報（以下「秘密情報」という）を、相手の同意なくして外部に発表し、または第三者に漏洩してはならない。

- ① 書面又はその他の有体物により開示され、秘密である旨が明示（『秘』や『Confidential』等の視認可能な表示）されたもの。
- ② 電子メールその他のネットワークを利用したデータ伝送によって開示される情報であって、秘密である旨の明示があるもの。
- ③ 秘密である旨が開示の際に明確にされ、口頭により開示された情報であり、開示の日から30日以内に秘密である情報を特定した書面を被開示者に提示されるもの。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報には当たらない。

- ① 情報の取得時点で既に公知、公用となったもの。
- ② 情報の受領者の責によらず公知、公用となったもの。
- ③ 情報の取得時点で受領者が既に知っていたことを証明できるもの。
- ④ 受領者が正当な権利を有する第三者より開示を受けたことを証明できるもの。
- ⑤ 受領者が独自に開発したことを証明できるもの。

3. 本条の規定は、この契約が終了した後も有効に存続する。

（権利、義務の譲渡）

第12条 甲及び乙は、相手方の事前の文書による承諾なく、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとする。

（解約）

第13条 甲は、この契約の有効期間内にこの契約を解約することができる。ただし、甲は乙に対し、速やかに解約の旨を報告し月の途中で解約した場合も、日割りでの料金換算は行わない。

（解除）

第14条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、文書を以て相手方に通知し、この契約を解除できるものとする。

なお、本規定は解除による損害賠償を妨げるものではない。

- ① この契約に違反したとき。
- ② この契約の履行に際し、不正または不当な行為があったとき。

- ③ 甲が初期設定費又は情報提供費のいずれかひとつの対価の支払いを怠ったとき。
- ④ 財産状態、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。

（有効期間）

第15条 この契約の有効期間は、申込書、注文書または請書の定めるところによる。

（協議事項）

第16条 甲はこの「エビデンス帳票出力サービス」を利用するに当たり、そのデータおよび乙のコメントを改竄してはならない。もし、甲がこれを行い乙が金銭的または社会的不利益を被った場合は、甲はその相当分に応じた賠償を乙にしなければならない。

2. 甲はこの「エビデンス帳票出力サービス」にて取得したデータおよび乙のコメントを甲の業務に使用する以外、第三者に譲渡または販売してはならない。もし、甲がこれを行い、乙が得るべき利益を妨げた場合は、甲はその相当分に応じた賠償を乙にしなければならない。

（協議事項）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙がお互いに誠意を以って協議し決定するものとする。

（管轄裁判所）

第18条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規定は、2026年7月1日から実施します。